



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*8 和歌山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則(資源管理課) 1

○ 教育委員会規則

*2 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

364 道路の区域変更 (道路保全課) 4

365〃 (〃) 4

366 道路の供用開始 (〃) 5

367 道路の区域変更 (〃) 5

368 道路の供用開始 (〃) 5

○ 選挙管理委員会告示

19 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第20号(政見放送の回数等)の一部改正 6

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) 6

規 則

和歌山県規則第8号

和歌山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(令和2年和歌山県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第1号様式(第2条関係) 漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分)及び個人情報の取扱いに関する同意書 略 2 個人情報の取扱いに関する同意 上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。)、和歌山県の機関その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。	別記第1号様式(第2条関係) 漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分)及び個人情報の取扱いに関する同意書 略 2 個人情報の取扱いに関する同意 上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、和歌山県の機関その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。
略 別記第2号様式(第2条関係)	略 別記第2号様式(第2条関係)

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）及び個人情報の取扱いに関する同意書

略

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、和歌山県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

略

別記第3号様式（第2条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

略

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、和歌山県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

略

別記第4号様式（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

略

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）、和歌山県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

略

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）及び個人情報の取扱いに関する同意書

略

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、和歌山県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

略

別記第3号様式（第2条関係）

漁獲努力量等報告書（漁獲努力量管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

略

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、和歌山県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

略

別記第4号様式（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書

略

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、和歌山県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月25日

和歌山県教育委員会教育長 宮崎 泉

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(経済的負担の軽減) 第7条の5 学校は、教材の選定に当たって、次に掲げる者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。</p> <p>(1) <u>生徒の保護者等</u> (未成年の生徒については法第16条に規定する保護者(以下「保護者」という。)、成年に達した生徒についてはその者の生計を主として維持する者をいう。) (2) <u>生徒</u> (前号に該当する者がいない生徒に限る。)</p> <p>(情報の積極的な提供) 第13条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、<u>保護者その他の関係者</u>に対して積極的に情報を提供するものとする。</p> <p>(誓約書等) 第22条 入学を許可された者の<u>保護者</u> (成年に達した入学を許可された者にあっては、本人) は、入学許可日に別記第5号様式による誓約書及び入学を許可された者に関する住民票の写し(世帯全員のもの)又はこれに代わるものを作成し提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(異動報告) 第23条 生徒又は<u>保護者の住所</u>その他身上に著しい異動のあったときは、<u>保護者</u> (成年に達した生徒にあっては、本人) は、文書をもって遅滞なく校長に報告しなければならない。</p> <p>(休学) 第24条 生徒が、疾病その他やむをえない事由によって3か月を超えて出席し難いときは、本人及び保護者が連署した文書(成年に達した生徒にあっては、本人が署名した文書。次条第1項、第25条及び第33条において同じ。)をもって、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、校長に休学を願い出ることができる。</p> <p>2 結核性疾患その他の事由によって、休学を必要と認める場合には、校長は保護者を通じて生徒に休学を命ずることができる。ただし、成年に達した生徒である場合には、当該生徒に直接に休学を命ずることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(入舎及び退舎の願出) 第33条 <u>生徒が寄宿舎に入舎し、又は寄宿舎から退舎しようとするときは、本人及び保護者が連署した文書をもってその事由を具し、校長に願い出なければならない。</u></p> <p>別記第5号様式 (第22条、第28条の2関係)</p>	<p>(経済的負担の軽減) 第7条の5 学校は、教材の選定に当たって、<u>保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。</u></p> <p>(情報の積極的な提供) 第13条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、<u>保護者等</u>に対して積極的に情報を提供するものとする。</p> <p>(誓約書等) 第22条 入学を許可された者の<u>保護者</u>は、入学許可日に別記第5号様式による誓約書及び入学を許可された者に関する住民票の写し(世帯全員のもの)又はこれに代わるものを作成し提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(異動報告) 第23条 生徒及び<u>保護者の住所</u>その他身上に著しい異動のあったときは、<u>保護者は、文書をもって遅滞なく校長に報告しなければならない。</u></p> <p>(休学) 第24条 生徒が、疾病その他やむをえない事由によって3か月を超えて出席し難いときは、本人及び保護者が連署した文書をもって、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、校長に休学を願い出ることができる。</p> <p>2 結核性疾患その他の事由によって、休学を必要と認める場合には、校長は保護者を通じて生徒に休学を命ずることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(入舎及び退舎の願出) 第33条 <u>寄宿舎に入舎し、又は寄宿舎から退舎しようとするときは、本人及び保護者が連署した文書をもってその事由を具し、校長に願い出なければならない。</u></p> <p>別記第5号様式 (第22条、第28条の2関係)</p>
略	略
<p>備考</p> <p>1 全日制課程にあっては入学金として所定の入学金に相当する額の和歌山県証紙を貼り付けるものとし、保護者は消印しないこと。</p> <p>2 入学を許可された者が成年に達した者である場合にあっては、本人のみが署名すること。</p>	<p>備考 全日制課程にあっては入学金として所定の入学金に相当する額の和歌山県証紙を貼り付けるものとし、保護者は消印しないこと。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市中辺路町小松原字下皆82 1番7地先から同市中辺路町温川 字寺前1016番3地先まで	旧	4.40 (19.60	823.60	行者橋 L=8.90
同上	新	4.40 (19.60	823.60	行者橋 L=8.90
同上	新	9.50 (30.80	814.40	(仮称) 新行者橋 L=13.50

和歌山県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺印南線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡印南町大字梗川字上新田 1303番2地先から同町大字梗川 字上新田1293番1地先まで	旧	3.70 (9.07	73.80	
同上	新	4.89 (14.40	73.80	

和歌山県告示第366号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 日高郡印南町大字樅川字上新田1303番2地先から同町大字樅川字上新田1293番1地先まで

供用開始の期日 令和4年3月25日

和歌山県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺白浜線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡上富田町岩崎字野田84 4番1地先から同町岩崎字野田84 0番1地先まで	旧	8.50 27.90	280.90	
同上	新	12.20 27.90	280.90	

和歌山県告示第368号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 田辺白浜線

供用開始の区間 西牟婁郡上富田町岩崎字野田844番1地先から同町岩崎字野田840番1地先まで

供用開始の期日 令和4年3月25日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第19号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第20号（政見放送の回数等）の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

告示中「一般放送事業者及び当該一般放送事業者」を「基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者」に、「一般放送事業者名」を「基幹放送事業者名」に改める。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧

みなべ町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

みなべ都市計画道路（3・5・1号北道埴田線、3・5・2号南道新庄線、3・5・4号山手線）

2 縦覧場所

和歌山県国土整備部都市住宅局都市政策課